

協議第16号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成19年10月23日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (使用料・手数料)

| 協議番号 | 枝番号 | 協議項目 | 部会名 | 提案 | 承認／継続 | 備考 |
|------|-----|-------------|-----|-----|-------|-----|
| 16 | | 使用料・手数料の取扱い | | | | |
| | 1 | 使用料・手数料 | 全部会 | 第8回 | 第10回 | ○承認 |

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:全部会

| | | | |
|------|--|------|-----------|
| 協議項目 | 16 使用料・手数料の取扱い | 小項目名 | 1 使用料・手数料 |
| 調整方針 | 住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする | | |

| 調 査 | 現 況 | | 調整の具体的内容 |
|-------|-------------------|-------------------|--|
| 市町名 | 熊 本 市 | 富 合 町 | |
| 市町別内容 | これまでの「項目別調整内容」に掲載 | これまでの「項目別調整内容」に掲載 | 住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平の原則により、両市町で同一または同種の制度については原則として、合併時に熊本市の例により統合する。 ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。 |

使用料

| 協議番号 | 枝番 | 状況 | 熊本市 | 富合町 | 備考 |
|------|----|-----|-----------------|------------|-------------------------|
| 34 | 1 | 承認 | 熊本市農業構造改善施設等使用料 | — | 継続 |
| 36 | 5 | 承認 | 熊本市営住宅使用料 | 富合町営住宅使用料 | 合併時に統合するが、建替えまでは現行水準 |
| 38 | 2 | 承認 | 熊本市下水道使用料 | 富合町下水道使用料 | 合併時に統合 |
| 40 | 17 | 承認 | 各種体育施設 | 各種体育施設 | 合併時に統合 |
| 40 | 19 | 再提案 | 公民館使用料 | 公民館使用料 | 5年間に限り現行を継続その後、市の例により統合 |
| 40 | 23 | 再提案 | 図書館・複写サービス | 図書館・複写サービス | 合併時に統合 |
| 40 | 28 | 承認 | 学校施設一般開放 | 学校施設一般開放 | 合併時に統合 |

手数料

| 協議番号 | 枝番 | 状況 | 熊本市 | 富合町 | 備考 |
|------|----|----|------------------|-------------------|----------------------|
| 31 | 2 | 承認 | 住宅改造居宅介護支援員派遣手数料 | — | 継続 |
| 32 | 1 | 承認 | 熊本市浄化槽保守点検業登録手数料 | ※熊本県浄化槽保守点検業登録手数料 | 合併時に統合 |
| 32 | 5 | 承認 | 大型ごみ処理手数料 | — | 宇城広域連合に加入している間は現行を継続 |
| 32 | 5 | 承認 | — | 一般廃棄物の処理手数料 | 宇城広域連合に加入している間は現行を継続 |
| 34 | 25 | 承認 | 農地に関する証明手数料 | 農地に関する証明手数料 | 合併時に統合 |